

第 2 期 高槻市教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨

教育基本法第 17 条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することが義務付けられています。

また、地方公共団体についても、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本計画の策定に努めることが求められています。

そのため本市においては、平成 27 年に「高槻市教育振興基本計画」（以下「現計画」という。）を策定しましたが、現行の計画期間が令和 2 年度で満了するため、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化など、教育施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、魅力ある教育施策をさらに推進するため、令和 3 年度からの「第 2 期 高槻市教育振興基本計画」（以下「次期計画」という。）を今年度策定するものです。

「教育基本法（抜粋）」

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ

次期計画は、国が策定した教育振興基本計画を参酌し、義務教育を中心として、幼児教育、家庭教育、社会教育に関する本市の教育施策を策定します。

また、現計画に引き続き、本市のまちづくりの指針である「高槻市総合戦略プラン（第 5 次高槻市総合計画）」（以下「総合戦略プラン」という。）における分野別計画として位置づけ、関連する他の計画と連携しながら、教育のめざす方向性と基本方針を示します。

さらに、次期計画も現計画と同様、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に規定する「教育に関する大綱」として位置付けます。

3 次期計画策定に向けた基本的な考え方

（1）国及び府の教育振興基本計画を踏まえた計画の策定

現計画に引き続き、国の「第 3 期教育振興基本計画（2018 年～2022 年度）」、大阪府「大阪府教育振興基本計画（2013 年～2022 年）」を踏まえ、本市における教育施策が目指すべき方向性を定め、計画的に推進していきます。

（2）第 6 次高槻市総合計画との整合

現計画の上位計画である高槻市総合戦略プランでは、市が目指すまちづくりの方向性と、

その実現に向けた施策を定め、まちづくりの目標となる将来の都市像が描かれています。同プランは、現計画と同様に令和2年度で計画期間が満了するため、現在第6次高槻市総合計画（2021年～2030年）の策定を進めていることから、当該計画との整合を図ることに留意が必要です。

（3）社会状況の変化をふまえた諸課題への対応

社会状況の変化により、新たに生じた次のような課題についても検討を行い、今後10年間の本市教育施策が目指すべき方向性を示し、次期計画に反映します。

- ・新学習指導要領
- ・安全連携の視点を取り入れた安全教育の推進
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善
- ・いじめ・不登校対策
- ・ICT機器を活用した教育の充実
- ・認定こども園・幼稚園・保育所による総合理解の推進
- ・コミュニティ・スクールの導入に向けた準備
- ・施設一体型小中一貫教育の推進 等

（4）現計画における構成の継承と各目標・施策の検討

現計画は、基本目標として「めざす人間像・子ども像」を定めた上で、「子どもの社会参画力を育む3つの目標と13の基本施策」並びに「子どもを取り巻く教育力を高めるための3つの目標と14の基本施策」を展開・説明する形で構成されています。次期計画においても、全体の構成は基本的に継承しつつ、各目標や施策の内容については、諮問書に示した視点から検討し、次期計画を策定していきます。

【現計画の構成（P.23）】

